

令和 7 年度第 1 回魚介類の名称のガイドライン改正案検討会
議事概要

日時：令和 7 年 6 月 2 日（月）10：30～11：25

場所：醤油会館 2F

東京都中央区日本橋小網町 3-11

開会

一般社団法人日本農林規格協会 島崎専務理事の司会により開会した。

消費者庁食品表示課 清水課長より挨拶があり、配付資料確認、委員等の紹介及び座長の選出が行われた後、瀬能座長の進行により議題の検討が行われた。

清水課長挨拶要旨

皆様方におかれましては常日頃より食品表示行政の推進に御理解と御協力を賜り心より感謝申し上げます。委員の皆様、オブザーバーとして出席いただいている皆様方におかれましては、本日は御多忙のところお時間をいただきまして御礼を申し上げます。

この検討会で御議論いただく魚介類の名称のガイドラインは、平成 19 年に制定されましたが、その後新たな魚種等の輸入、流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更など魚介類の名称を巡る状況が大きく変化する中で、見直しが行われていない状況にありました。

こうした中で、関係業界からの具体的な改正案の要望をもとに、令和元年度に魚類、令和 3 年度に甲殻類、昨年度は頭足類について、専門的かつ消費者の観点を踏まえた検討をいただき当ガイドラインの改正に反映してきたところです。今年度は貝類についての御検討をお願いしたく皆様にお集まりいただきました。この貝類をもって順次、分類群ごとに行ってきた当ガイドラインの見直しも一巡し、一つの区切りを迎えることとなりますが、委員の皆様には、御見識と御経験を生かしていただき活発な御議論をお願いいたします。

委員等紹介

検討スケジュールについての説明後、配付資料「参加者名簿」に沿って島崎専務理事から委員の紹介があり、各委員より御挨拶をいただいた後、消費者庁、業界及び行政機関のオブザーバー、事務局の各参加者が紹介された。

座長選出

島崎専務理事から座長を神奈川県立生命の星・地球博物館 名誉館員の瀬能委員にお願いしたい旨発言があり、ほかの委員からは意義がない旨表明されたことから瀬能委員に座長をお願いすることとした。

座長の御挨拶の後、議事が進められた。

議事

(1) 魚介類の名称のガイドラインの制定経緯と概要について

議題（１）の魚介類の名称のガイドラインの制定経緯と概要について、配付資料２「魚介類の名称のガイドラインの制定経緯と概要について」に沿って、消費者庁食品表示課の東島食品表示調査官から説明が行われた。

（説明概要）

資料２に沿って、以下について説明

- ・ガイドライン制定の経緯
- ・ガイドライン改正の状況
- ・ガイドラインの構成

〔説明内容についての質疑応答〕

- ・（井岡委員）魚介類全体で、養殖物が増えているが、新たに養殖が始まっている種類などもこのガイドラインに含まれているのか。また、交雑種についてはどのように名称を表示するのか。
- ・（座長）特殊なものとか、最近、新規に開発された交雑種については、ガイドラインに記載されていないものもあると思う。
- ・（山口課長補佐）補足すると、交雑種の名称は、ガイドラインの共通ルールにおいてその表示方法を示している。例えば、ブリとヒラマサの交雑種については両種を掛け合わせたことが分かるように表示することなどを示している。
- ・（座長）同じニジマスでも地域ごとにブランド名が付けられているものもあるが、ガイドラインにおいて、どのように考えれば良いか。
- ・（山口課長補佐）ブランド名は商品名であり、ガイドライン上の名称としては認められてない。例として「関サバ」は、商品名として表示することは可能であるが、名称は「マサバ」と表示することになる。また、地方で特産のマスが開発され様々なブランド名が使われているが、元の種がニジマスであれば「ニジマス」と名称を表示することが基本となっている。

(2) 貝類の名称の改正要望について

- ・（座長）今回は要望内容全般について説明していただき、種ごとの名称の可否など個別具体的な内容については、消費者庁が見解を示した資料を整理した上で、第２回以降に検討を行うということにしたい。（全委員から同意の意思表示あり。）

議題（２）の貝類の名称の改正要望について、「配付資料３_（１）魚介類の名称のガイドライン改正の要望理由について」及び「配付資料３_（２）【別表１】国産の生鮮魚介類の名称例＜貝類抜粋＞、【別表２】海外漁場魚介類及び外来種の名称例＜貝類抜粋＞」に沿って、オブザーバーの水産食品衛生協議会（以下「水衛協」という。） 推進幹事 鈴木氏から説明が行われた。

(説明概要)

- ・近年、水衛協会員各社の貝類の取扱量が減ってきている傾向にあるので、名称例への追加を要望する種数は魚類、甲殻類及び頭足類に比べて少なかった。
- ・別表2の赤字のムールガイ2種、ウバトリガイ1種の計3種について提案し検討を要望する。

〔鈴木氏からの配付資料3_(2)「【別表1】国産の生鮮魚介類の名称例<貝類抜粋>、【別表2】海外漁場魚介類及び外来種の名称例<貝類抜粋>」の説明内容についての質疑応答〕

- ・(浦和委員) 提案の3種についてはこれから検討していくと思うが、つくだ煮などの加工食品の原材料の貝類が、従前と比べだいぶ変わってきている部分があるので、中小の製造業者にきめ細かく聞いていく必要がある。また、生珍味系の原材料についてもガイドライン制定当時と現在では変わっているので、ヒアリングする必要がある。
- ・(井岡委員) ムールガイは知っているが、ムールガイ以外の呼び方は知らなかった。海外旅行が増えムールガイに接して馴染みになり、日本でも食べられるため、外食でムールガイを選ぶ方も確実に増えているが、種類があることに気付いていなかった。日本ではどのくらい獲れて、どのような名称で呼ばれていたのか。
- ・(座長) ムールガイも1種類ではないので、別の種を同じ名称としてよいかとの問題もある。議論になっている貝類の外観についても図があると分かりやすいので次回資料をお願いしたい。
- ・(宇都委員) それぞれの種の価格差についても情報があると議論の役に立つと考える。
- ・(山口課長補佐) 承知した。可能な限り資料を整理してお示しするようにしたい。
- ・(宇都委員) 国産のものに関しては、様々な種があるようだが、改正要望はなかったのか。特にハマグリについてはどうか。
- ・(鈴木氏) 特段なかった。
- ・(座長) 消費者目線から見ればこれだけの種類が「ハマグリ」との名称で一括してよいかとの疑問が当然あると思うので、その根拠となる資料や価格差のデータを次回お願いしたい。
- ・(山口課長補佐) 承知した。
- ・(高田委員) 国産のリストを見て思ったが、市場では、このリストに記載のない種類の貝も流通している。監視する立場で見ると市場では最近は標準和名で表示されていることが多い。例えば、以前は「イシガキガイ」と言っていたものが、「エゾイシカゲガイ」のように標準和名で産地から伝達されてきている。別表1を見るとそのような貝が入っていないが、自主的にきちんとした名称を付けるようになっている。それぞれの産地から伝達された名称と標準和名に混乱があればこの機会に検討してもらいたい。
- ・(座長) 水衛協の改正要望は、大口で貝類を扱う水衛協傘下の事業者の情報に基づいているが、少量を扱う中小事業者の実態を把握した上で、ガイドラインに掲載され

ている既存の種及び水衛協から今回要望が出ている種以外について検討する必要があるか議論するため、消費者庁で事業者へのヒアリング等を実施し、その結果を整理して次の検討会に提出をお願いする。

- ・(東島食品表示調査官) 中小の事業者へヒアリングを実施し、その結果を資料に反映する。
- ・(座長) 別表1に掲載している種以外の種も多く取り扱われているということなので、それらも情報を整理し次回議論することとする。
- ・(宇都委員) ムラサキイガイの一般名称としてのムールガイの妥当性であったり、ミルガイやシロミルであったりも整理していただけたらと考える。
- ・(山口課長補佐) 別表にない種についても中小事業者の取扱い等を調べてということであるが、別表に掲載されていない種はガイドラインの本体の本文に規定されている共通ルールに従って事業者が表示することになっており、あくまでも別表は例示として挙げている。流通している全ての種を網羅することは困難ではあるが、ヒアリングで必要性が認められる種については、改正案を整理して消費者庁から提案する予定である。
- ・(座長) 様々な貝類が流通しているので、別表に掲載されているものもあれば、掲載されていないものもあるので、ヒアリングをして流通している名称に問題があるものは議論する必要がある。シジミでも3種類ぐらいあると思うが、別表2に載っているのが「タイワンシジミ」だけでよいのかと思う。
- ・(井岡委員) 昔は流通していた貝類や、地域限定で地方独自の名称で流通していたものもあったと承知しているが、現在は種類が減って事業者も扱っていないということもあるのか。
- ・(浦和委員) そういう貝類はあるが、水産資源なので増えていく場合も減る場合もあり得るので、種類としてはガイドラインには入れておいてよいと考える。
- ・(座長) 地元だけで呼ばれている名称に関しての基本的ルールはある。
- ・(山口課長補佐) ガイドラインにおいて地方名は、その地方名がその内容を表すものとして理解される地域においては表示できるが、その地域以外では標準和名を併記することとなっている。
- ・(座長) 標準和名は、一応学術的な名称と理解されていると思うが、実は学会レベルで明確に標準和名を定義しているところはあまりない。貝類に関しては、つい先日貝類学会が開催されたが、その貝類学会で学術的な名称という認識を明確にして、これから標準和名のガイドライン制定に向けて取り組むというレベルである。魚類以外では標準和名の概念は明確ではないが、この検討会ではある程度の学術的なレベルを維持している出版物、例えば専門的な貝類図鑑で使われている名称を標準和名と見なしていこうとしている。ガイドラインは標準和名で表示することを基本にしているが、混乱がないような名称が別にあるのであれば使用を認めており、この検討会は、標準和名以外の使用できる一般的名称例について議論をする柔軟な場でもある。ただ、消費者に混乱が起きるような場合、あるいは優良誤認が起きるようなケースでは、使えない名称も出てくるので、流通業界、あるいは直接それを扱っ

ている事業者からヒアリングする必要があると考える。次回の検討会までに消費者庁の方で今回出た要望や取扱い実績、事業者へのヒアリングについて整理してもらうことをお願いする。

(3) 今後の進め方

- ・(座長) 次に議題(3)について、今後の進め方について事務局に説明をお願いする。
- ・(島崎専務) 今回は基本的な内容の確認というような形の検討会であるが、多くの宿題を消費者庁にお願いする。一つめは中小事業者への流通実態ヒアリング、二つめは種類ごと、及び国産と外国産の価格差、三つめは外観図等を用意してもらうことである。それらの資料の提出を受けて、第2回目以降進めていきたい。

(4) その他

- ・(島崎専務) 第2回目については7月28日午後1時半から、第3回目については9月1日午後1時半からいずれもこの会館で開催する予定。4回目以降はそれまでの3回の議論の結果を踏まえて、どのように開催するか、書面会議等も含めて、議論の進展状況によって検討する。

閉会